

監査委員公表第6号

監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定による監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

また、同条第10項の規定により、意見を提出します。

令和8年7月31日

寒川町監査委員 後 藤 雅 弘
同 柳 田 遊

1 監査の種類

財政援助団体等の監査（公の施設の指定管理）

2 監査の実施期間

令和8年6月15日から令和8年6月26日まで

3 監査の対象機関

寒川町総合図書館・文書館 指定管理者：TRC・相鉄企業体
所管課：教育委員会 生涯学習課

4 監査の対象

令和7年度寒川町総合図書館・文書館の管理に係る出納その他の事務及び生涯学習課の指定管理に係る出納その他の事務

5 監査の着眼点及び実施内容

監査の実施にあたっては、TRC・相鉄企業体及び教育委員会生涯学習課より、監査説明書及び関係書類等の提出を求め、施設が関係法令等に沿って適切に管理されているか、協定書等に基づく義務が履行されているか、施設管理に係る出納その他の事務が目的に沿って適切に行われているか等を主眼として監査を実施した。

6 監査の結果

指定管理に係る事務については、おおむね適正に執行されているものと認められた。なお、軽微な留意事項については口頭で指導した。

7 監査の結果に対する意見（所管課及び指定管理者）

（1）寒川総合図書館の利用者数等の増加に向けた取り組みについて

新型コロナウイルス感染症の国内発生以来、少子高齢化の進展や電子書籍の普及、さらにはスマートフォンの浸透等により、寒川総合図書館の利用者数、貸出点数は、減少傾向にある。

今後も、町と指定管理者は連携し、利用者アンケートの結果等を踏まえたサービスの充実、また、町内教育機関や地域コミュニティとの関係強化、さらにはデジタル技術導入による利便性向上の研究等、図書館利用者数等の増加に向け取り組んでいただきたい。

（2）財政状況について

図書の平均単価が上昇している中、図書等資料購入費は1,000万円以上とされており、購入冊数は年々減少している。また、最低賃金の上昇や物価高騰により、指定管理料が上昇コストに追い付かない厳しい財政状況とのことであった。

自主事業の充実やイベントの開催など、事業の持続性を調査研究し、町と指定管理者で課題を共有するとともに、厳しい運営状況の改善を図っていただきたい。